

Welcome
to NOBEOKA!

移住子育て家賃補助制度のご案内



延岡市では、移住・定住の促進を図るため
子育て世帯の家賃の一部を補助します。



補助対象要件となる世帯

下記のすべてに該当する世帯が対象となります

- 18歳以下（※①）の子（※②）がいる世帯
- 市外から転入し、転入後 90 日以内に民間賃貸住宅に入居している世帯
- 世帯の前年所得の合計が 500 万円未満の世帯（※③）
- 世帯全員が市税等を滞納していない世帯
- 生活保護を受けていない世帯



～要件を満たした日～
年 月 日

- （※①） 18 歳を迎えてから最初の 3 月 31 日までの方が対象です。
- （※②） 胎児も含みます。
- （※③） 1 月～6 月の間に申請する方は、前々年の所得。所得 500 万円を給与収入に換算すると年収約 680 万円程度の世帯が対象となる可能性があります。詳しくは、延岡市移住子育て家賃補助金交付要綱をご覧ください。

次のいずれかにあてはまる住宅は
対象になりません。

- ・ 市営住宅や県営住宅等の公営賃貸住宅
- ・ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
- ・ 居住用以外の目的に使用している住宅
- ・ 転貸、又は使用権を譲渡している住宅

補助金の額

- ◇月 額 家賃額（※④）から住居手当を控除した実質家賃負担額の 2 分の 1 以内（最高 1 万円（※⑤））
- ◇交付期間 申請した月の翌月分から最高 12 ヶ月間

- （※④） 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（敷金、礼金、共益費、駐車場料金等を除く）
- （※⑤） 世帯主又は配偶者のいずれかが、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭として市内で就業する場合は、補助金の上限額が 5 千円加算され、月額の最高額が 1 万 5 千円となります。

手続き等

- ◆補助対象要件を満たした日から **90 日以内** に申請が必要です！
- ◆交付期間が年度をまたぐ場合は、翌年度も申請が必要です。

※制度の詳細については、まず一度下記までご連絡ください

申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書
- ・住民票の写し（世帯全員）
- ・前年（前々年）の所得証明書（申請者及び配偶者）
- ・民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ・完納確認同意書
- ・誓約書
- ・住宅手当支給証明書（申請者及び配偶者）

【お問合せ】 延岡市 地域政策課 広域連携係（移住相談窓口）

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1（延岡市役所 6F）
TEL 0982-20-7176（直通）
E-Mail nobeoka-ijuu@city.nobeoka.miyazaki.jp

※詳細は、HP をご覧ください



延岡市魅力情報発信
「おいでよノベオカ」